

# 登山用ヘルメットの検査マニュアル

制定 昭和59年 3月31日

製品安全協会

## 適用範囲について

「主として登山中」には、対落下物用に使用される場合であれば洞穴探険、溪流釣り等を含むものとする。

## 安全性品質について

### 1.(1) 認定基準

「頭部を傷つけるおそれがない」とはバリ、トガリ、突出物がないことをいう。

### 1.(2) 認定基準

(イ) 「組立てが良好」とは各部の取付が確実で著しいがた、ゆるみ等がないことをいう。

(ロ) 「傷、割れ、ひび、まくれ等がない」とは手指を傷つけるおそれがないことをいう。

### 1.(5) 認定基準

帽体の参照平面上方にある通気穴は、必要最小限度内のものは認めるものとする。

### 1.(6) 認定基準

「容易に外れるもの」には、ねじ回しなどの工具を使用しなければ取り外すことができないものは含まれないものとする。

### 1.(6) 基準確認方法

「測定」は容易に外れるものについては外した後に帽体上に残る基部等があるときはそれらを含めて測定する。

上記測定により6ミリメートルを越える高さを有するランプ止め用フックは次の試験を行うことにより、つぶれるか又は破損することによりその高さが6ミリメートル以下になるものについては、これを認めるものとする。

#### (試験方法)

3.基準確認方法 衝撃吸収性試験の項、前額部の試験に定める平面形ストライカを突出物の垂直上方0.5メートルの高さから落下させ1回打撃する。

### 1.(8) 認定基準

「容易に脱げない構造」とは、あごひも等を備えているものをいう。

### 1.(8) 基準確認方法

「着用することにより確認する」とは、着用し頭を前後左右に数回大きくゆり動かすことにより容易に脱げたり大きくずれたりすることがないことを確認するものとする。

### 1.(9) 認定基準

帽体の参照平面より上方に対して適用するものとする。

### 1.(9) 基準確認方法

「測定」は人頭模型（1.(5)基準確認方法に定めるもの）に装着したとき、最も間隔がせまいと思われる個所について行うものとする。

なお調節式のハンモック又はヘッドバンドを備えているものにあつては、最大可能巾に調節して装着するものとする。

### 2. 基準確認方法

(イ) 「はかり」とは、1キログラム以上測定可能なもので最小目盛が10グラム以下のものをいう。

(ロ) 「測定」はすべての付属品をつけた状態で行うものとする。

### 3. 認定基準

「頭頂部」とは、人頭模型（1.(5)基準確認方法に定めるもの）に装着したときの最高点をいう。

### 3. 基準確認方法

(イ) 「ヘルメットを装着」とは、調節式のハンモック又はヘッドバンドを備えているものにあつては、最大可能巾に調節して行うものとする。

(ロ) 「衝撃力を測定」とは、日本工業規格T8131（昭和52年）安全帽の9.2衝撃吸収性試験の項図6に定める衝撃吸収性試験装置又はこれと同等の方法により行うものとする。

(ハ) 「これに準ずるもの」の材質は鋼鉄とする。

### 4. 基準確認方法

(イ) 「装着」は、調節式のハンモック又はヘッドバンドを備えているものにあつては、最大可能巾に調節して行うものとする。

(ロ) 「半径50ミリメートル以内」とは、人頭模型（1.(5)基準確認方法）に装着したとき、図1の斜線の範囲を示すものとする。

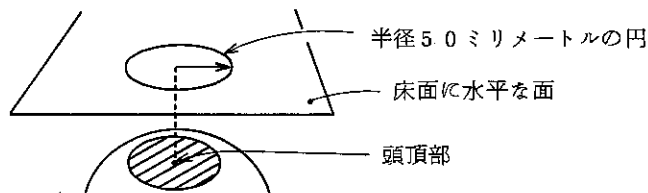


図 1

(ハ) 「4箇所の落下点」は、基準確認方法ただし書きの範囲内で任意に選ぶものとする。

(ニ) 「接触しないことを確認」とは、日本工業規格T8133（昭和57年）乗車用安全帽の8.2.6耐貫通性試験の方法を準用し、ストライカと人頭模型との電気的接触が無いことを確認することとする。

### 表示及び取扱説明書について

「容易に消えない」とは、手又は布でこすったとき消滅又は容易にはく離しないことをいう。